

## 指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について（意見聴取）

指定地域密着型サービス事業所の指定の更新(指定の有効期間は6年間)について報告します。

指定の更新とは、平成18年度の介護保険法の改正により、介護サービスの質を確保するため事業者が指定基準を遵守しているかを定期的に確認するしくみとして設けられた制度です。

## 1、指定小規模多機能型居宅介護事業所の更新について（グループホーム タケハウス岡崎）

## (1) 運営法人について

|         |                  |
|---------|------------------|
| 運営法人名   | 有限会社 さがみ福祉会      |
| 運営法人所在地 | 神奈川県伊勢原市笠窪 367-2 |
| 代表者氏名   | 菅原 弥生            |

## (2) 事業所の概要

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 事業所名     | グループホーム タケハウス岡崎                  |
| 所在地      | 神奈川県伊勢原市岡崎 6784-7                |
| 事業の種類    | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 登録定員     | 9人                               |
| 事業所の電話番号 | 0463-90-3306                     |
| 指定の更新日   | 平成27年8月1日                        |

## (3) 職員の配置について

|         |    |
|---------|----|
| 管理者     | 1名 |
| 介護支援専門員 | 1名 |
| 介護従業者   | 8名 |

第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護等事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）に基づき特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「特定施設入居者生活介護等」という。）の事業の実施を予定する者（以下「事業者」という。）の審査及び選定等を行うに当たり、広く意見を聴き、公正かつ適正な審査及び選定を行うために、茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業者の選定基準に関する事項
- (2) 事業者の選定方法に関する事項
- (3) 事業者の選定に関する事項
- (4) その他計画における施設整備の適正な推進を図るために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部長をもって充て、副委員長は、保健福祉部高齢福祉介護課介護保険担当課長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員が会議に欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

3 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会における会議の結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢福祉介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成27年6月3日から施行する。

別表（第3条関係）

保健福祉部保健福祉課長 保健福祉部障害福祉課長 保健福祉部高齢福祉介護課長 都市  
部都市計画課長 都市部建築指導課長 都市部開発審査課長